

使用者のための カスハラ対策講座

顧客が従業員に対し、威圧的な言動をとったり理不尽なクレームや過剰な要求をつきつけたりする「カスタマーハラスメント」が今大きな社会問題となっています。カスハラをめぐる昨今その対策への制度整備が進みつつあり、すでに、東京都では、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が施行されています。さらに、令和7年6月には改正労働施策総合推進法が公布され、今後すべての企業に対しカスハラへの対策が義務付けられる見通しです。

本セミナーではカスハラ対策に詳しい専門家が、カスハラの実態や適切な対応策について分かりやすく解説します。最新の知識と対策で、カスハラから従業員と会社を守りましょう。

1月14日(水)

14:00~16:00

カスハラの現状

- ・「カスハラ」とは
- ・カスハラが職場に及ぼす影響
- ・カスハラ対策をめぐる動き
～東京都カスタマー・ハラスメント防止条例概要～
- ・カスハラの判断基準

1月16日(金)

14:00~16:00

企業に求められるカスハラ対応

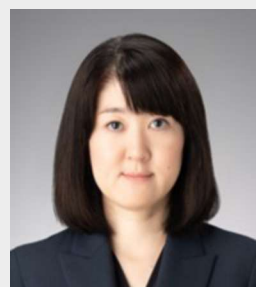
- ・カスハラ関連裁判例
- ・カスハラを想定した備えと
カスハラ発生時の適切な対応
- ・「改正労働施策総合推進法」のポイント

※各日とも内容は一部変更となることがあります。ご了承ください。

弁護士

講師

中井 智子 氏



会場

労働相談情報センター池袋事務所 3階セミナー室

(豊島区東池袋4-23-9) ※会場案内図は裏面

対象

使用者、人事労務担当者
テーマに関心のある方

定員

70名 (先着順、事前申し込み制)

※手話通訳あり。詳細は裏面をご覧ください。

申込先

インターネットまたは電話からお申込みください。

※定員に達した時点で受付は終了いたしますので、ご了承ください。

東京都労働相談情報センター池袋事務所

電話：03-5954-6501

URL：<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/>



共催



東京都労働相談情報センター池袋事務所





東京都労働相談情報センター池袋事務所

豊島区東池袋4-23-9 ☎03-5954-6501

《最寄り駅&アクセス》

- ◆池袋駅 東口 徒歩12分
JR東口を出てグリーン大通りを直進、
東池袋交差点(首都高下)を左折。
一つ目の信号(豊島岡女子学園の角)を渡り、直進。
- ◆有楽町線 東池袋駅 6番出口 徒歩5分
6番出口エスカレーターで地上に出て右手に進み、
喫茶店とコンビニの間を左折。
- ◆都電荒川線 東池袋四丁目駅 徒歩8分

※手話通訳あり

ご希望の方は

1日目につきましては12月19日(金)までに、
2日目につきましては12月23日(火)までに
お申し込みください。

※受付はセミナー30分前より行います。

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※天災等による交通機関運行の影響などにより、セミナーの開催を中止、または延期することがあります。その場合はホームページに掲載しますので、会場にお越しの際に、お申込み先記載のURLをご確認いただきますようお願いいたします。

※お申込みいただいた際の個人情報は、本セミナー受講のために使用します。その他の目的で使用することはありません。

東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は、<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/> をご覧ください。